



# ERCA

*Environmental Restoration and Conservation Agency*

獨立行政法人 環境再生保全機構

# 理事長 挨拶

独立行政法人環境再生保全機構（ERCA）は、公害により健康被害を受けられたかたがたへの補償、公害による健康被害が発生しないよう予防するための事業を推進すること、また、開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む民間団体が国内外で行う環境保全活動への助成、人材育成・情報提供を行うこと、有害なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援、廃棄物が処理された最終処分場を維持管理するための積立金の管理、さらに、中皮腫などの石綿（アスベスト）による健康被害を受けられたかたがたへの医療費などの給付、環境政策に貢献する研究・技術開発等を推進する業務等、多岐にわたっています。

ERCAは、これらの業務を適切かつ着実に推進し、国民の皆様に対するサービスの向上、効率的な業務運営を図ってまいります。

新たな時代に向けて、一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



独立行政法人環境再生保全機構  
理事長 小辻智之

## 経営理念

ERCAは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、ERCAが有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

### シンボルマーク



#### デザインのモチーフ

青々とした空に「自然の風」が運んでくる「きれいな空気」、「流れる雲」をモチーフにデザインしています。

#### シンボルマークに込められた意味

今、ごくあたりまえのように感じている空気は、地球誕生後、何億年もの長い年月を経て現在の組成となりました。そうした「空気」を基盤として良好な環境の創出や保全を図り、健康で文化的な生活の確保や人類の福祉に貢献していく姿勢をマークに込めています。



Environmental  
Restoration and  
Conservation  
Agency

# ERCAの概要

## 設立年月日及び根拠法

平成16年4月1日 独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）

ERCAは、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、旧公害健康被害補償予防協会（公健協会）及び旧環境事業団について、事業、組織の見直しが行われ、平成16年4月1日に設立されました。

## 目的

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

## 業務内容

- 1) 公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）に基づく公害健康被害補償業務
- 2) 補償法に基づく公害健康被害予防事業
- 3) 民間団体が行う環境保全に関する活動を支援する助成事業及び振興事業（地球環境基金事業）
- 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
- 5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
- 6) 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害救済業務
- 7) 環境の保全に関する研究及び技術開発業務等
- 8) 1) から7) の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修
- 9) 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収等

## 主務大臣、主務省

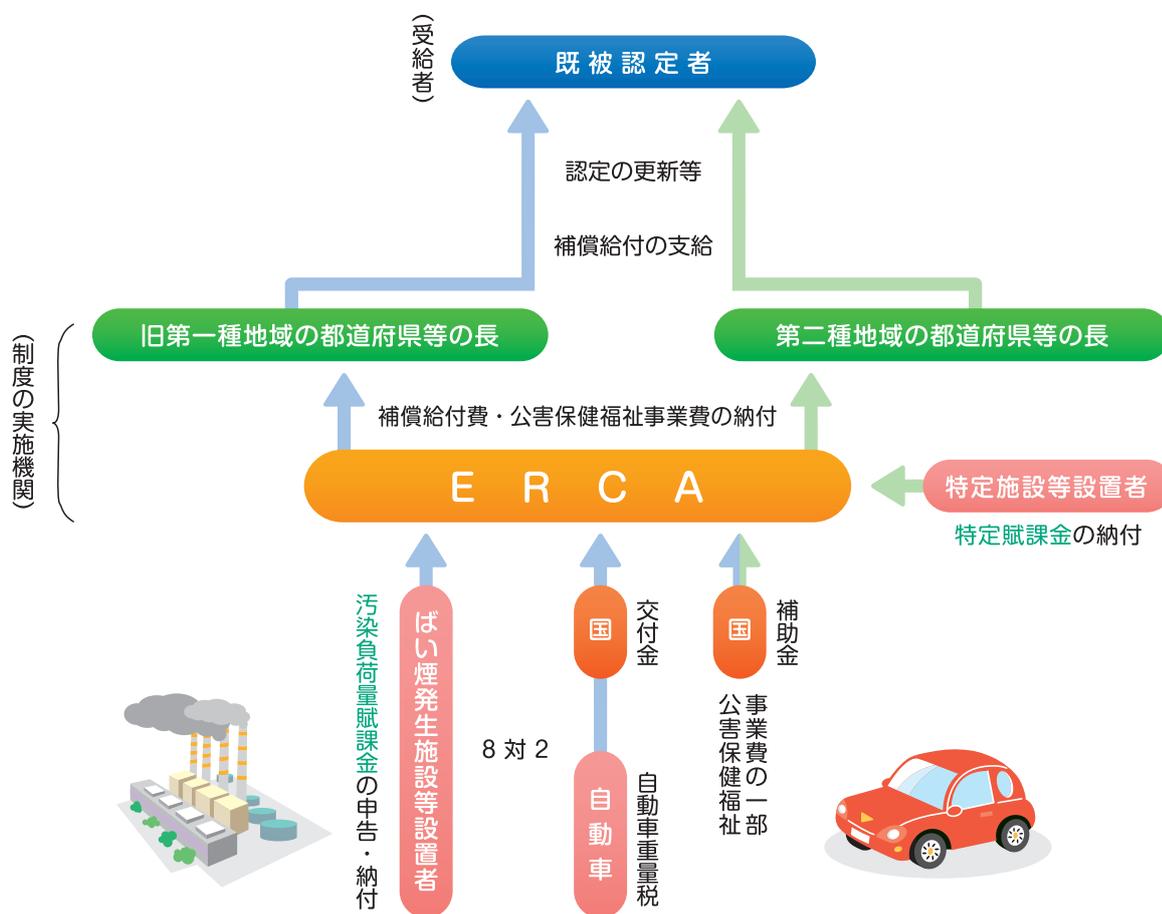
①	役職員及び財務・会計等に係る管理業務	環境大臣
②	民間団体が行う環境保全活動の支援業務及びこれらに附帯する業務	環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
③	②の業務以外の業務	環境大臣
④	債権の管理・回収等	環境大臣

# 公害健康被害補償業務

「公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）」は、本来当事者間で民事上の解決が図られるべき公害健康被害について補償を行い、公害健康被害者の迅速・公正な保護を図ることを目的として昭和49年9月に施行されました。

その後、産業公害に対する官民一体となった取組が功を奏し、硫黄酸化物による汚染は著しく改善される等その態様の変化がみられ、昭和63年の改正法施行による第一種地域（41地域：次頁参照）の指定解除が行われるとともに、新たな患者の認定は行われていません。

公害健康被害補償制度は、公害健康被害者（被認定者）への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務（健康被害者への支給は、都道府県等から行う。）を行うものです。



## 旧第一種地域及び汚染負荷量賦課金について

第一種地域とは、「著しい大気汚染が生じ、その影響により気管支ぜん息等の疾病が多発している地域」をいいます。図に示されているとおり、第一種地域として41地域が指定されていましたが、大気汚染の状況やその健康に対する影響等を踏まえ、昭和63年3月1日をもって、41地域すべての指定が解除されました。（以下「旧第一種地域」といいます。）

第一種地域の指定解除前まで、（1）第一種地域に、（2）一定期間以上居住又は通勤し、（3）指定疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症）に罹患し、第一種地域を管轄する都道府県知事等により認定が行われた場合には、補償給付の支給や公害保健福祉事業を受けることができました。昭和63年3月1日をもって第一種地域の指定解除が行われ、同日以降は新たな認定が行われなくなりましたが、指定解除前に認定を受けた既被認定者やその遺族等については、従来どおり認定の更新や補償給付の支給等が行われています。



汚染負荷量賦課金(賦課金)は、国の税金(法人税・所得税等)と同様、自主的に申告・納付することになっています。したがって、汚染原因物質を排出している(又は排出した)事業者で所定の要件に該当する者(納付義務者)は、ERCAに対し賦課金を申告・納付することとなっています。

## 第二種地域及び特定賦課金について

第二種地域とは、水俣病やイタイイタイ病のように汚染原因物質との因果関係が一般的に明らかな疾病が多発している地域をいいます。

現在、指定されている地域数は、図に示されている5地域となっています。公害健康被害者の認定は、個々の公害健康被害者について、その疾病と汚染原因物質との因果関係を確認した上で行われています。

被認定者等に対する補償給付の支給や公害保健福祉事業は、旧第一種地域と同様に行われています。

補償給付については、原因となる物質を排出した特定施設等の設置者(事業者)が、また、公害保健福祉事業については、事業者及び国・県等が費用を負担することとなっています。

特定賦課金の納付については、納付義務者が限定されているため、ERCAが特定賦課金を決定し、納付義務者に通知する方法がとられています。

## 指定地域及び指定疾病一覧

既被認定者等への補償給付は、次の7種です。

また、損なわれた健康を回復、保持・増進させる公害保健福祉事業は、次の5種です。

### 補償給付

- ① 療養の給付及び療養費
- ② 障害補償費
- ③ 遺族補償費
- ④ 遺族補償一時金
- ⑤ 児童補償手当
- ⑥ 療養手当
- ⑦ 葬祭料

### 公害保健福祉事業

- ① リハビリテーション事業
- ② 転地療養事業
- ③ 療養用具支給事業
- ④ 家庭療養指導事業
- ⑤ インフルエンザ予防接種費用助成事業



「●… 地域名」は旧第一種地域

「■… 地域名」は第二種地域

(注1) 楠町は平成17年2月に四日市市と合併

(注2) 東海市は愛知県が実施

(注3) 玉野市・備前市は岡山県が実施

# 公害健康被害予防事業

## 個人補償から地域住民の健康被害予防への転換

現在の大気汚染の状況は、昭和30年代、40年代の著しい大気汚染の状況とは異なり、ぜん息等の病気の主たる原因とはいえ、ぜん息等の患者に対する民事責任を踏まえた補償を行うほどではありませんが、これらの病気に対して何らかの影響を及ぼしている可能性は否定できません。

こうした大気汚染の状況の変化を踏まえ、昭和63年3月1日に第一種地域の指定解除が行われ、個人に対する個別の補償から、公害健康被害予防事業の実施など、地域住民の健康被害の予防に重点を置いた総合的な環境保健施策が積極的に推進されています。

## 公害健康被害予防事業の仕組み

公害健康被害予防事業は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行ってきているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として実施しています。

事業に要する費用は、ERCAに公害健康被害予防基金を設け、その運用益により賄うこととしています。

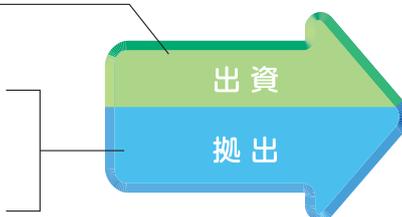
公害健康被害予防事業は、ERCAが自ら行う事業（直轄事業）と地方公共団体により実施する事業（ERCAが行う助成事業）からなっています。

図にあるとおり、助成事業等の対象地域は、旧第一種地域41地域とこれに準ずる地域として定められた6地域(世田谷区、中野区、杉並区、練馬区、西宮市、芦屋市)で、四日市市と楠町の合併により現在は計46地域です。



●国の財政上の措置

- 大気汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者
- 大気汚染に関連のある事業活動を行う者



公害健康被害予防基金



## 公害健康被害予防事業

### ERCAが自ら行うもの

#### ① 調査研究

- 大気汚染による健康影響に関する総合的研究
- 大気汚染の改善に関する調査研究

#### ② 知識の普及

ホームページやパンフレット等による情報の提供、ぜん息・COPD電話相談室の開設、講習会の開催等



各種パンフレット



無料で相談を受けています。



講習会

#### ③ 研修

地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者等に対する研修



保健指導研修



呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修

### 地方公共団体が行うもの

#### ① 計画作成

地域の大気環境改善のための計画作成

#### ② 健康相談

医師・保健師等によるぜん息等に関する相談・指導



#### ③ 健康診査

幼児を対象とした問診等によるぜん息の発症予防のための指導

#### ④ 機能訓練

ぜん息患者等を対象とした運動訓練教室(水泳訓練教室等)・自己管理支援教室(デイキャンプ、呼吸リハビリテーション教室等)



運動訓練教室



自己管理支援教室

#### ⑤ 施設等整備

医療機器整備・大気浄化のための植樹



▼大気浄化植樹事業  
写真:左 植樹前 右 植樹後



## 自立支援型公害健康被害予防事業の概要



補助金



ERCAが実施、地方公共団体が行う事業に対する助成

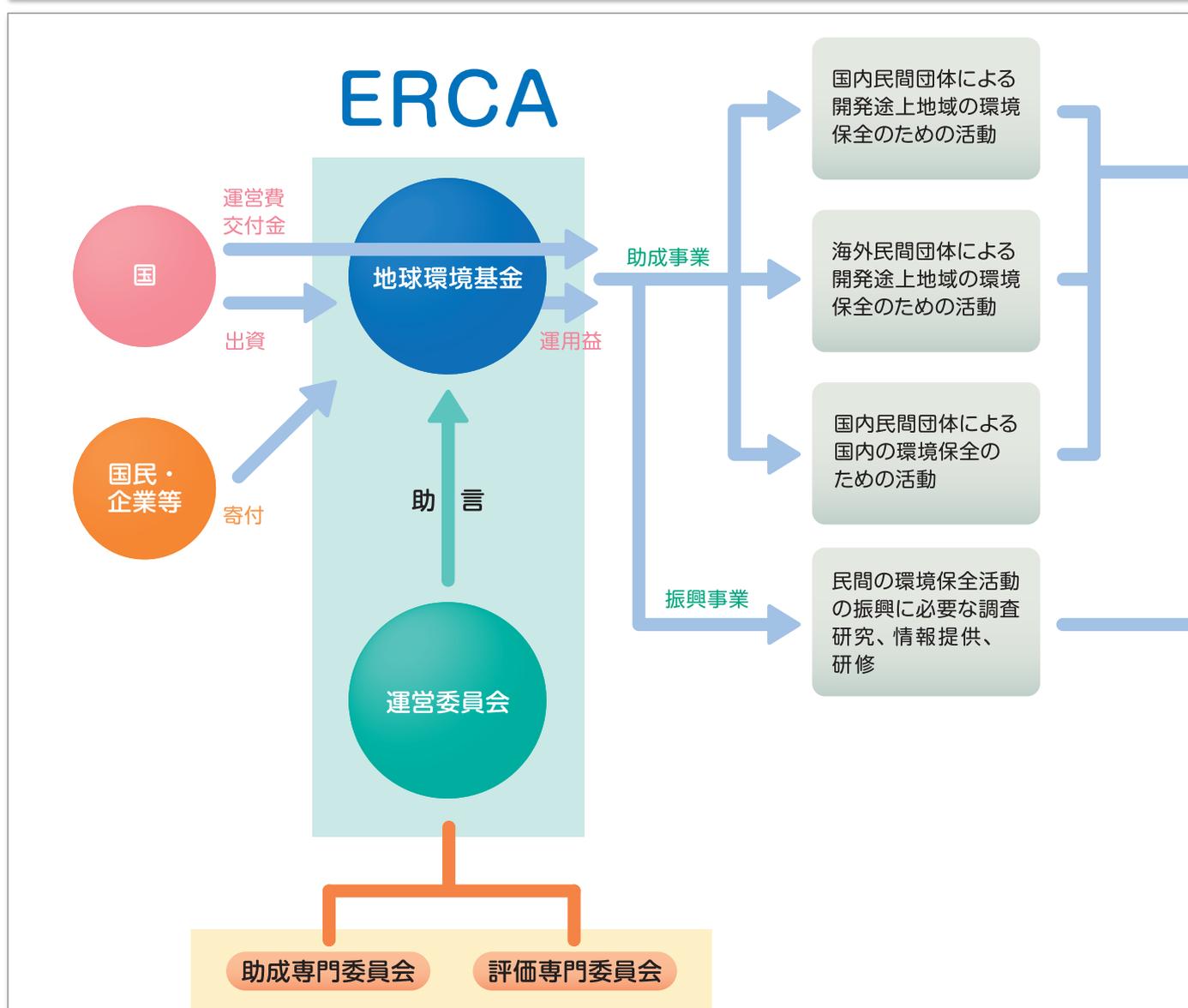
ぜん息患者等が日常生活の中でぜん息の予防、健康回復等を行うことを支援をするための事業

# 地球環境基金事業

1980年代後半以降、環境問題、特に地球温暖化や成層圏オゾン層の破壊などの地球環境問題が深刻化する中、1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットにおいて、国や地方公共団体、あるいは企業だけでなく民間の非営利団体（NGO・NPO）による取組の重要性が認識されました。これを契機として、我が国では、日本の環境NGO・NPOの量的・質的充実を図るため、1993年に「地球環境基金」が創設されました。

「地球環境基金」は、国の出資金と民間からの寄付金により基金を設け、その運用益と国からの運営費交付金を用いて、日本国内外の民間団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動を支援する助成事業及び振興事業を行っています。

## 地球環境基金のしくみ



助成金の交付等の基金業務を適正に行うため、各界の有識者による地球環境基金運営委員会が設置されています。運営委員会の下には助成専門委員会と評価専門委員会が設けられており、助成専門委員会では助成事業についての審査方針の作成や具体的な助成先などの選考を、評価専門委員会では専門的見地からの助成活動の評価などを実施しています。



## 助成事業

国内外の民間団体(NGO・NPO)が開発途上地域又は日本国内で実施する環境保全活動(実践活動、知識の提供・普及啓発、調査研究等)に対し、助成金の交付を行っています。助成の対象となるのは次の分野です。

- |               |                       |                |                |
|---------------|-----------------------|----------------|----------------|
| 1. 自然保護・保全・復元 | 4. 環境保全型農業等           | 6. 循環型社会形成     | 9. 総合環境保全活動    |
| 2. 森林保全・緑化    | 5. 脱炭素社会形成・<br>気候変動対策 | 7. 大気・水・土壌環境保全 | 10. 復興支援等      |
| 3. 砂漠化防止      |                       | 8. 総合環境教育      | 11. その他の環境保全活動 |



## 振興事業

広く環境保全に取り組む民間団体(NGO・NPO)を対象に、その活動を振興するため、調査研究、研修、情報提供を行っています。

1. 調査研究：国内で環境保全活動を実施する民間団体(NGO・NPO)の活動状況や基礎情報等に関する調査等の実施
2. 研修：環境保全活動に参加するNGO・NPOスタッフ、ボランティアなどに対する各種研修の実施
3. 情報提供：民間団体(NGO・NPO)が行う環境保全活動や助成を受けた団体の活動概要などをホームページや冊子に取りまとめ情報を発信



環境ユースフィールド研修

## 寄付者の貢献が目に見えるしくみ

### 地球環境基金企業協働プロジェクト

企業・団体・個人からの寄付を原資に、地球環境基金が寄付者を明らかにして、国内外の民間団体(NGO・NPO)が行う環境保全活動へ直接助成を行います。





# PCB 廃棄物処理助成業務

PCB (Poly Chlorinated Biphenylの略称、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称。電気を通しにくい、燃えにくいなど工業的に優れた特性を持つことから電気機器や熱媒体として幅広く使用された) については、昭和43年に発生したカネミ油症事件 (PCBが混入した米ぬか油による食中毒) が大きな社会問題となりました。

PCBは昭和47年に製造が中止されましたが、PCB廃棄物 (PCB入りの電気機器等) の処理施設の整備は難しく、長期にわたり処理されずに事業者によって保管され続けています。そこで、社会的にPCBの早期処理が求められたことから、平成13年に「PCB廃棄物適正処理推進特別措置法 (平成13年法律第65号)」の制定及び環境事業団法の一部改正が行われ、PCB廃棄物を保管する事業者は平成28年7月までにPCB廃棄物を処分することが義務付けられました。しかし、法律の施行後に当初の想定よりもPCB廃棄物が大量に存在することが判明したことや、処理の進捗も想定より遅れていることなどを踏まえ、平成24年12月に政令が改正され、処理期間は令和9年3月までとされました。

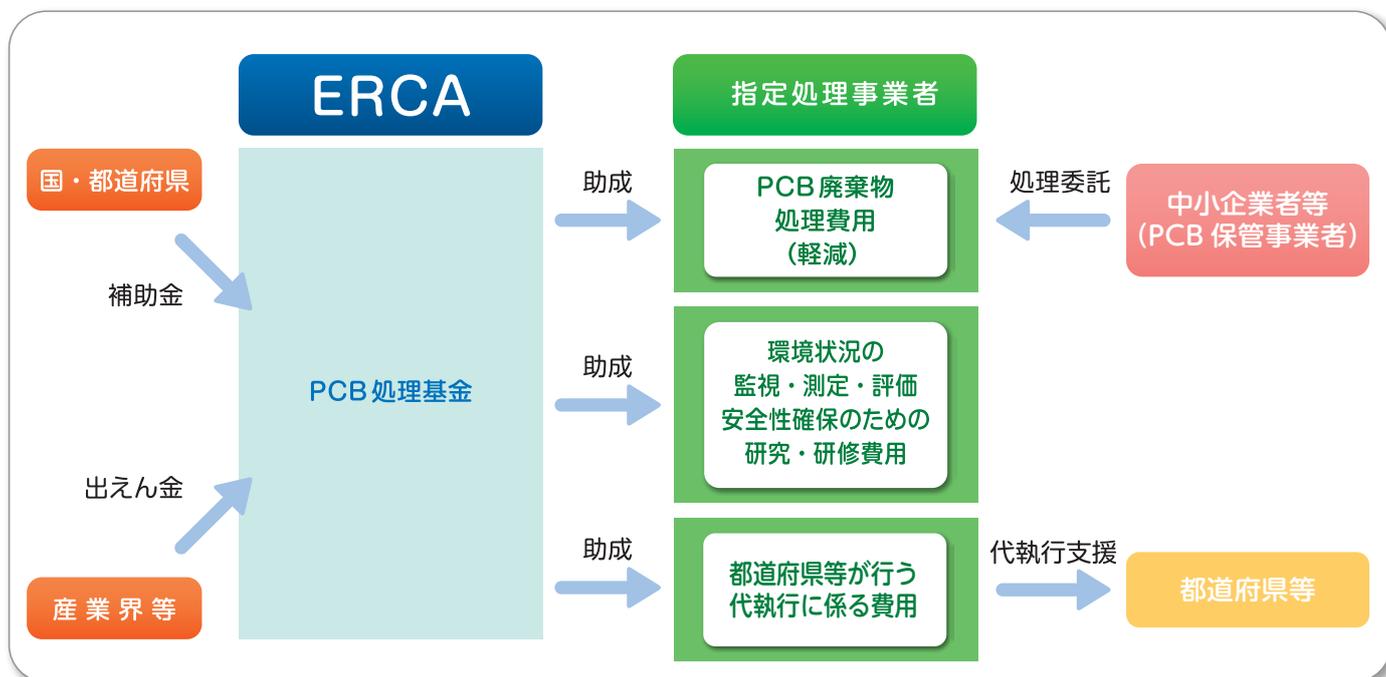
ERCAでは、PCB廃棄物の速やかな処理を推進するために設置されたPCB廃棄物処理基金に係る業務を実施しています。PCB廃棄物処理基金は、国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金により造成され、環境大臣が指定したPCB廃棄物処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減、PCB廃棄物を処理する際の周辺環境状況の監視・測定、安全性確保のための研究・研修の促進及び代執行に要する費用の軽減を図ることを目的として助成を行っています。



コンデンサ



トランス

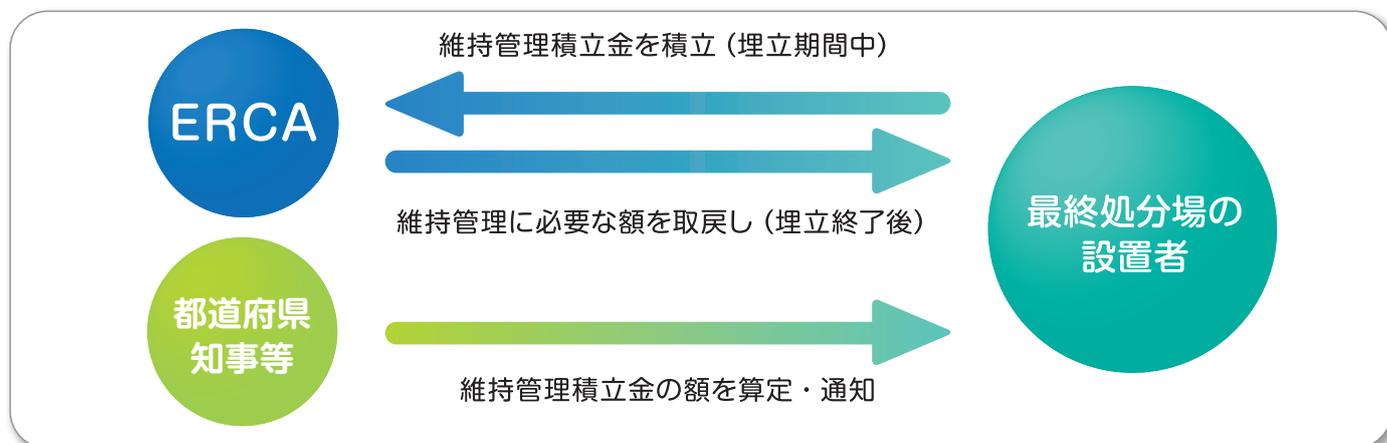




# 最終処分場維持管理積立金管理業務

廃棄物最終処分場は、埋立が終わった後も環境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が必要のため、これに要する費用を維持管理積立金として埋立期間中にERCAに積み立てておくことが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」により義務づけられています。

ERCAは、廃棄物最終処分場の設置者が埋立を終了するまで、積み立てられた維持管理積立金を預かり管理します。



## その他の業務

### 債権管理・回収業務

旧環境事業団から承継した建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理・回収を行います。

### 環境保全等関連業務

機構法第10条第2項に基づき、良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行います。

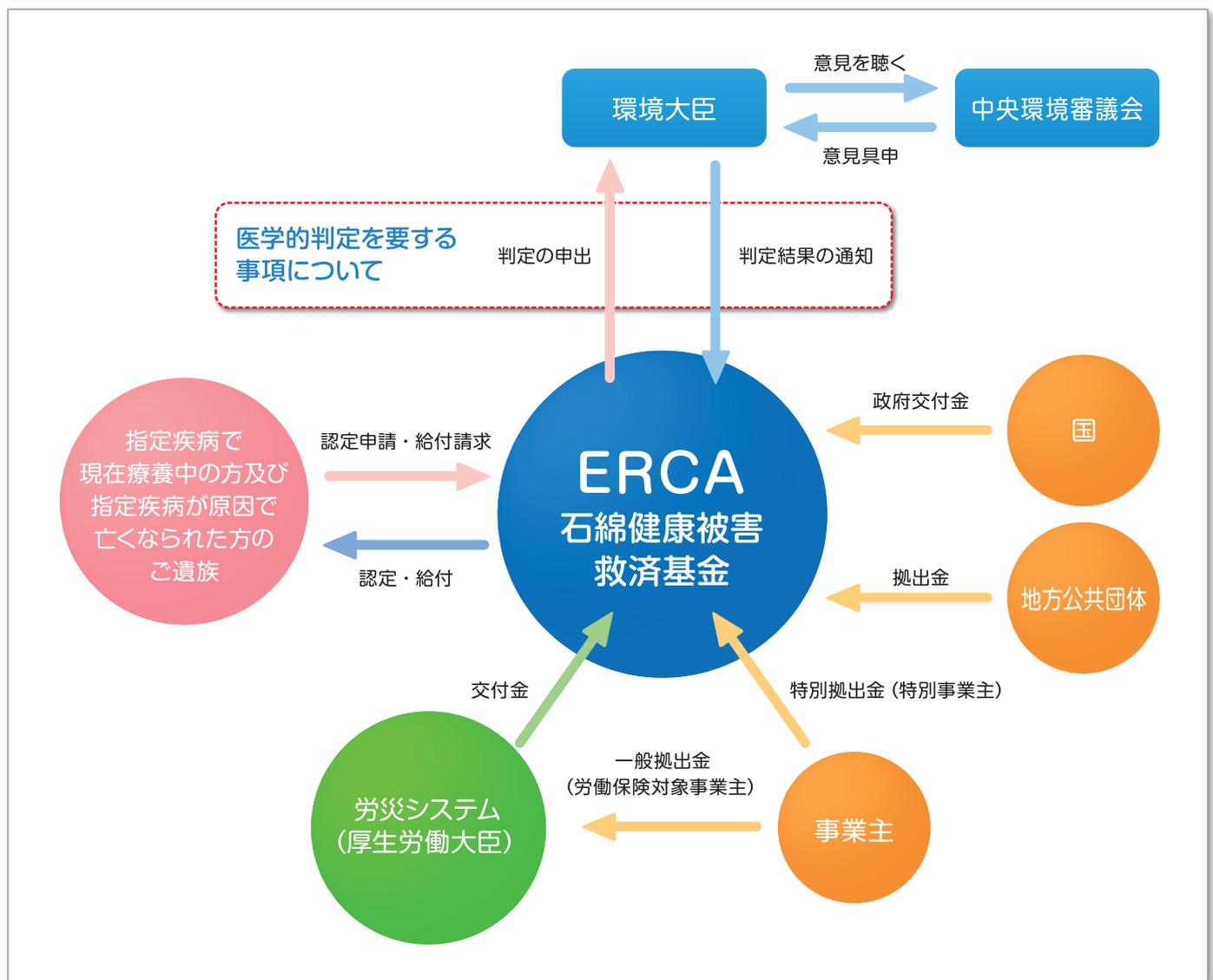
# 石綿健康被害救済業務

アスベスト（石綿）による健康被害の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）」（以下「石綿法」という。）が平成18年3月27日に施行されました。この法律に基づき、アスベスト（石綿）を吸入することにより指定疾病にかかった方、指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給されます。

石綿法に基づきERCAが行う業務は、次のとおりです。

- ① 石綿による指定疾病である（あった）ことを認定する業務
- ② 被認定者等に対する救済給付の支給業務
- ③ 救済給付等に必要な拠出金の徴収業務（石綿使用量等の要件に該当する特別事業主からの特別拠出金）

## 石綿健康被害救済業務の概要





## 救済給付の支給

### 1. 対象となる疾病（指定疾病）

アスベスト（石綿）による ① 中皮腫、② 肺がん（気管支又は肺の悪性新生物）、③ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、④ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

### 2. 救済給付の支給

#### ① 給付対象者、給付の種類及び給付額

ア 石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定を受けた方（被認定者）

- ・ 医療費 …… 自己負担分
- ・ 療養手当 …… 103,870円/月
- ・ 葬祭料 …… 199,000円（葬祭を行った方へ支給）
- ・ 救済給付調整金 …… 認定された方が指定疾病に起因して死亡した場合にご遺族に支給  
（既支給の医療費、療養手当と合わせ2,800,000円となる額を上限）

イ 指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族で、支給を受ける権利の認定を受けた方

- ・ 特別遺族弔慰金 …… 2,800,000円
- ・ 特別葬祭料 …… 199,000円

#### ② 認 定

救済給付の支給を受けるためには、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受ける必要があります。

### 3. 救済給付の費用

救済給付の費用に充てるため、ERCAに「石綿健康被害救済基金」を設置しています。この基金には、政府からの交付金、地方公共団体からの拠出金及び事業主からの拠出金が充てられます。

#### 事業主からの拠出金

- 労災保険適用事業主からの「一般拠出金」…………… 労働保険徴収システムにより徴収
- 石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める  
一定の要件に該当する事業主からの「特別拠出金」…………… ERCAが直接徴収

石綿による健康被害に関する救済給付のお問合せ先

さあ はやく きゅうさい

フリーダイヤル 0120-389-931

（受付時間 10:00～17:00（土・日・祝・12/29～1/3を除く））



# 環境保全研究・技術開発業務

## 環境研究総合推進費業務

### 環境研究総合推進費とは

～環境政策への貢献・反映を目的とした競争的研究費です～

環境研究総合推進費（以下「推進費」という。）は、気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施しています。

研究者より応募された研究課題候補は外部有識者等による審査に付し、①必要性（環境行政上の意義、科学的・技術的意義）、②効率性（研究体制・研究計画の妥当性・研究経費の妥当性）、③有効性（研究目標の達成可能性、環境政策等への貢献度、成果の波及効果）の3つの観点から評価し、競争的に選定・採択しています。

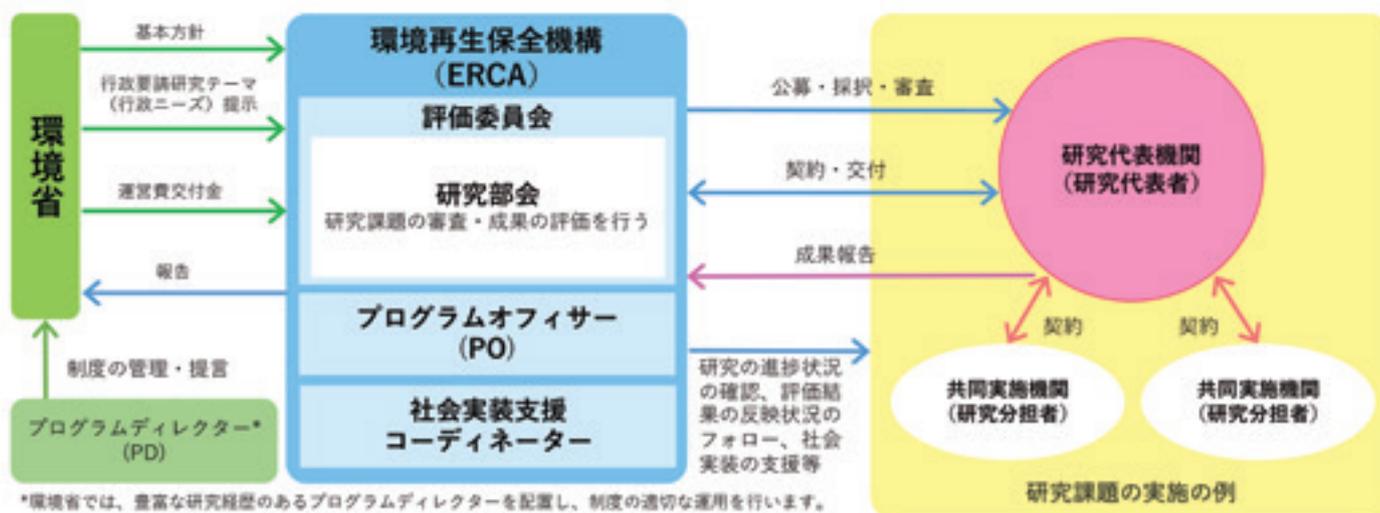
### 研究の実施体制について

ERCA は、推進費の配分機関として、研究費の配分・契約や、外部有識者等による委員会を設置し、新規課題の公募及び審査、中間・事後評価等の業務を行っています。推進費の基本方針の検討・策定、行政要請研究テーマ（行政ニーズ）の策定・提示、環境政策への活用及び推進費制度全体の管理・評価については、環境省で実施しています。

研究期間中は、基本的に各課題に1名のプログラムオフィサー（PO）を配置し、研究の進捗状況の確認や中間評価結果のフォローアップを実施します。

また、社会実装支援コーディネーターが研究成果の社会実装を支援します。

#### ■ 実施体制



環境研究総合推進費業務：<https://www.erca.go.jp/suishinhi/>

SIP 業務：<https://www.erca.go.jp/erca/sip/index.html>

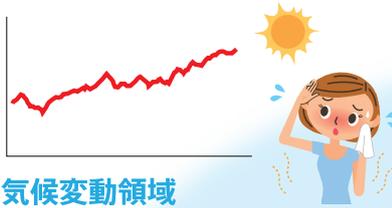


## 研究対象領域及び実施課題

研究対象領域は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月環境大臣決定）（以下「推進戦略」という。）に示された5つの研究領域です。

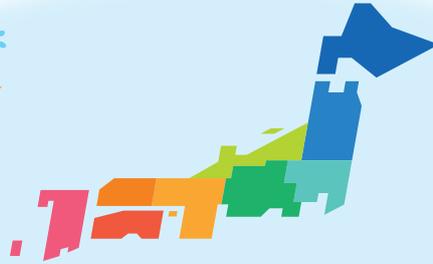
推進戦略では、中期的（2030年頃）に目指すべき社会像（地域循環共生圏の定着）及び長期的（2050年頃）に目指すべき社会像（地域循環共生圏のビルトイン）を設定した上で、環境分野において今後5年間で重点的に取り組むべき研究・技術開発の課題として、16の重点課題が示されています。

推進費では、重点課題やその解決に資する行政要請研究テーマ（行政ニーズ）を提示した上で、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、研究・技術開発を実施しています。



### 気候変動領域

省エネ・再エネ技術の高度化・低コスト化、不確実性を考慮した気候変動及びその影響の評価、気候変動に関わる物質の地球規模での循環の解明に資する総合的観測・予測研究 等



### 統合領域

地域循環共生圏の実現に向けたビジョンの提示、地域循環共生圏のモデルづくりや評価手法・評価指標、シナリオづくりに関する研究、環境教育・行動変容に向けた研究、ICTを活用した新たな環境技術の開発、災害・事故に伴う環境問題への対応、廃プラスチック類・海洋プラスチックの再生利用に関する研究・技術開発 等



### 資源循環領域

バイオマス等の様々な資源からの効率的なエネルギー回収・利用技術の開発、資源循環におけるライフサイクル全体の最適化に関する研究、処理システムや不法投棄対策、収集運搬システムの高度化・効率化に関する研究・技術開発 等



### 自然共生領域

生物多様性及び生態系サービスに関する情報の集積、集積されたビッグデータを解析するためのICTを活用した評価手法、利活用法の開発、生態系サービスの評価・解明と、これを維持する社会システム等の構築に資する研究・技術開発 等

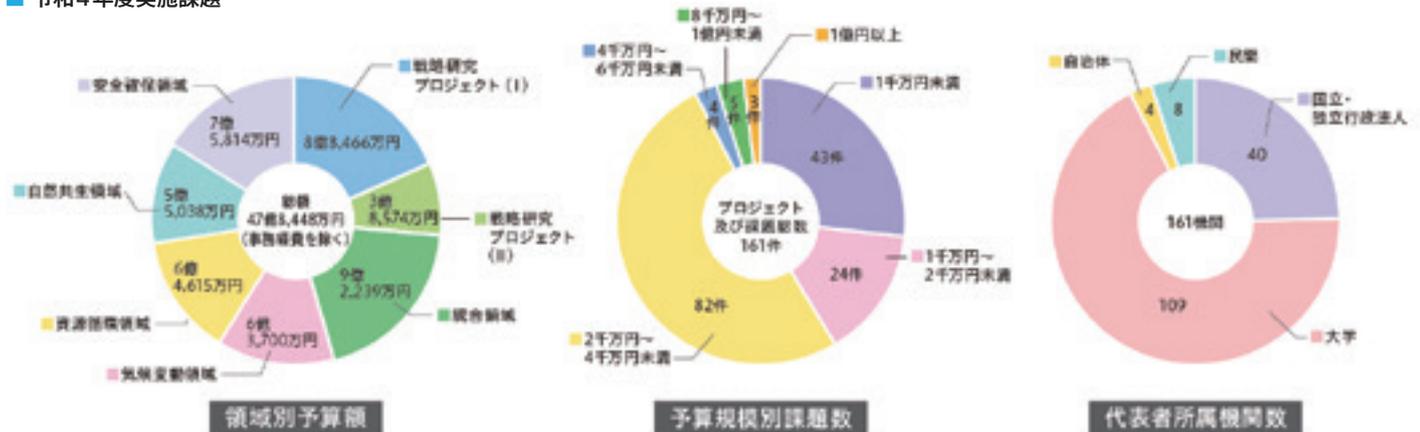


### 安全確保領域

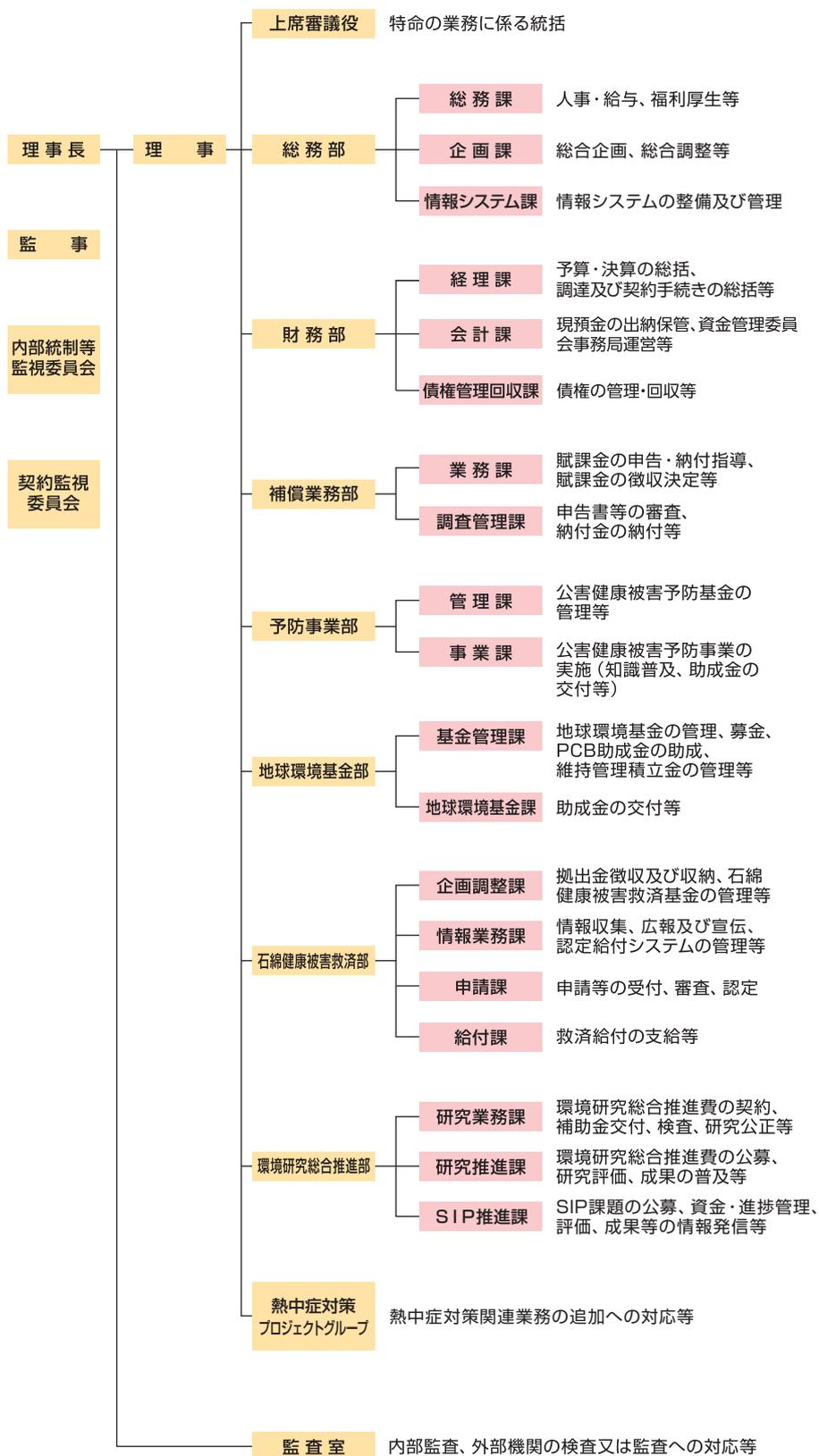
多種・新規化学物質の環境動態の把握・管理、水銀の長期的動態・ばく露メカニズムの解明、健全な水循環に向けた研究、PM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染対策の評価・検証 等

※エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出抑制を主たる目的とした研究提案は公募対象外

## 令和4年度実施課題



# ERCAの組織



## 本部

〒212-8554  
 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
 ミューザ川崎セントラルタワー

### 総務部

TEL: 044-520-9501 (代)  
 FAX: 044-520-2131

### 財務部

TEL: 044-520-9502 (代)  
 FAX: 044-520-2132

### 補償業務部

TEL: 044-520-9503 (代)  
 FAX: 044-520-2133

### 予防事業部

TEL: 044-520-9504 (代)  
 FAX: 044-520-2134

### 地球環境基金部

TEL: 044-520-9505 (代)  
 FAX: 044-520-2190、2192

### 石綿健康被害救済部

TEL: 044-520-9508 (代)  
 FAX: 044-520-2193、1015  
 7-2410: 0120-389-931 (申請請求)

### 環境研究総合推進部

TEL: 044-520-9509 (代)  
 FAX: 044-520-9660

### 監査室

TEL: 044-520-9507 (代)  
 FAX: 044-520-9650

役員・職員数167名(役員6名、職員161名) [令和5年4月1日現在]

# ホームページのご案内



2023年度よりホームページをリニューアルしました。

ホームページでは、ERCAのご案内や各事業の最新情報や情報公開などの他、業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

よりよい環境づくり・健康づくりの一端として役立てていただければ幸いです。



URL:<https://www.erca.go.jp>



## ■アスベスト（石綿）健康被害の救済

平成18年度から開始した石綿健康被害救済制度についての情報を提供しています。

<https://www.erca.go.jp/asbestos/>



## ■公害健康被害補償制度の概要 (汚染負荷量賦課金申告のご案内)

汚染負荷量賦課金の納付義務者となっている企業、事業者の皆様方を対象に、申告・納付の手続きに関する情報をご案内しています。

<https://www.erca.go.jp/fukakin/>



## ■大気環境・ぜん息などの情報館

ぜん息や慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関する最新情報や、日本が経験した大気汚染・公害の歴史、大気汚染の現状と大気環境の改善に関する最新情報を提供しています。

<https://www.erca.go.jp/yobou/>



## ■環境研究総合推進費

競争的研究費である環境研究総合推進費の配分を通じて、環境政策に貢献する研究及び技術開発などを実施しています。

<https://www.erca.go.jp/suishinhi/>



## ■地球環境基金

民間団体（NGO・NPO）の環境保全活動への資金の助成や人材育成、情報提供を行っている「地球環境基金」についての情報をご案内しています。

<https://www.erca.go.jp/jfge/>



## ■ぜん息・COPDプラットフォーム

ぜん息やCOPDの予防・改善に役立つ情報を掲載！また、イベントや協力団体のサポート情報を発信中！



# 特設サイトとソーシャルメディア(SNS)

## 特設サイト

ERCA では、皆様にお役立ち情報としてホームページに各種の情報を提供しています。

### ■ 汚染負荷量賦課金の申告・納付特設サイト



### ■ 石綿健康被害と救済給付について ■ 中皮腫とは ～診断・治療から公的制度まで～



### ■ Web版すこやかライフ



### ■ 子どものための環境学習情報サイト 「集まれ!グリーンフレンズ」



## ソーシャルメディア (SNS)

ERCA では、ソーシャルメディア等を活用して、より迅速により広範囲に情報を発信しています。

### ■ @ERCA\_yobou



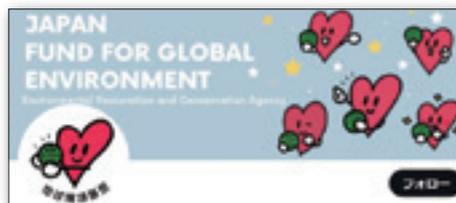
### ■ @ERCA\_suishinhi



### ■ @JFGE.erca.jp



### ■ @ERCA\_kikin



### ■ @ERCA.jp



### ■ ercachannel



### ■ @erca\_kikin



### 熱中症対策の推進

近年、熱中症による救急搬送者数や死亡者数は増加傾向にあります。また、気候変動の影響から、今後は日本でも今以上に高い気温の日が発生する可能性が考えられており、熱中症対策は緊急の課題です。

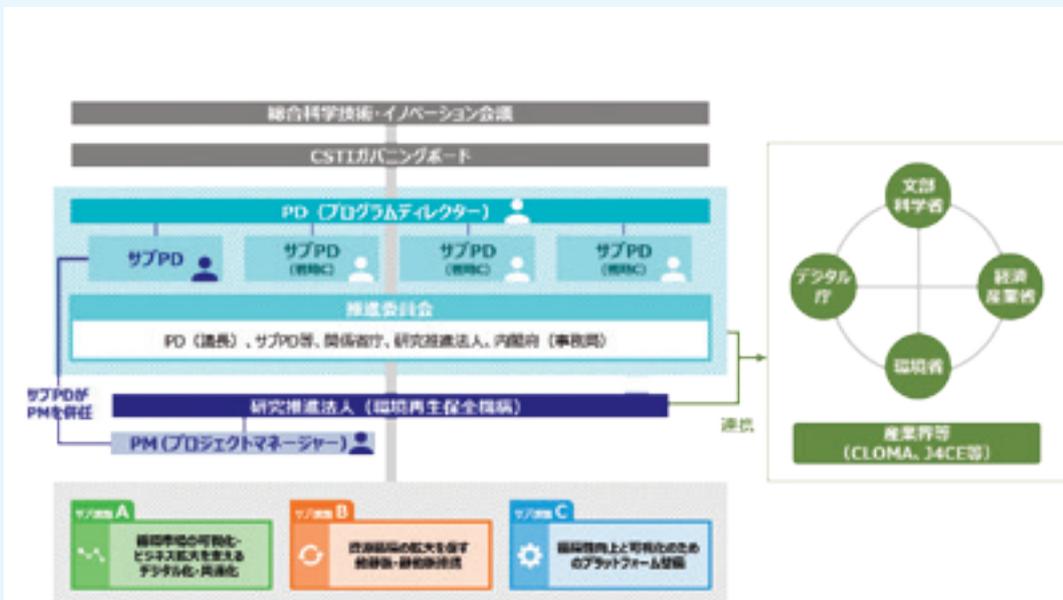
ERCA では、2022 年度に環境省から、地域における熱中症予防対策の推進に関する業務を受託しました。熱中症はぜん息や COPD といった呼吸器系の疾患や基礎疾患がある方はリスクが高くなります。ERCA の事業の一つである予防事業では、地方公共団体や医療関係者と連携して、事業を展開し、多くの患者にアプローチしてきました。その実績と経験を活かし、自治体や地域団体の方々と一緒に熱中症対策に取り組みました。その結果、地域のモデルとなる取組を全国に展開するための事例集を作成しました。



### 戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 「サーキュラーエコノミーシステムの構築」

プラスチックは軽い、加工しやすい等非常に便利な素材であり、私たちの生活に欠かせません。一方、自然界では分解されず、環境中に長期間残り続けるという欠点があります。また、日本では化石資源由来の廃棄プラスチックのほとんどを焼却しており、多くの CO<sub>2</sub> を排出しています。この問題を解決する方法として、現在注目されているのがサーキュラーエコノミー(循環型経済)への移行です。

この度 ERCA では、第3期戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) の課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の研究推進法人を担当することになりました。本課題では、プラスチック製品に情報を付与するデジタル・プロダクト・パスポートの開発・実装、資源を加工して製品を作り出す製造業(動脈産業)と廃棄物の再資源化を行う産業(静脈産業)の連携促進を中心に据え、プラスチックが循環する社会を目指します。



#### 実施体制

SIP では、関係府省の縦割りを打破し、府省を横断する視点からプログラムを推進します。ERCA は、研究開発テーマのマネジメントとして、公募・契約、資金管理、ピアレビューにとどまらず、広く事業支援を行います。

SIP 課題「サーキュラーエコノミーシステムの構築」の最新情報は  
こちらから  
<https://www.erca.go.jp/erca/sip/index.html>





独立行政法人

# 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency



本部：〒212-8554

神奈川県川崎市幸区大宮町1310番  
ミュージアム川崎セントラルタワー

TEL:044-520-9501 (総務部代表)  
FAX:044-520-2131 (総務部)



#環境再生保全機構



環境問題を考慮して非石油系のベジタブルインキを使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



この印刷物は、E3PAのゴールドプラス基準に適合した地球環境にやさしい印刷方法で作成されています  
E3PA:環境保護印刷推進協議会  
<http://www.e3pa.com>

この印刷物は、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。